

平成25年（行ウ）第162号 事業認可処分取消請求事件

原告 ○○○○ 外4名

被告 国

参加人 東京都

求釈明申立書 4

2014年（平成26年）5月12日

東京地方裁判所民事第3部A1係 御中

原告訴訟代理人弁護士 坂 勇 一 郎

同 加 納 小 百 合

同 泉 澤 章

同 洪 美 絵

同 上 原 公 太

同 瀬 川 宏 貴

同 久 保 田 明 人

第1 原告の求釈明申立書2第2項に対する回答について

参加人は、上記の求釈明に対して、準備書面（3）の第1において、  
回答を行った。

しかしながら、原告が上記において釈明を求めていたのは、外環の2

において「事業地を使用する部分」及び「事業地を収用する部分」の区画が具体的に定められたのは、いついかなる手続きによるものかであり、この点については参加人は何ら回答していない。  
そこで、この点についての回答を重ねて求める。

## 第2 原告の求釈明申立書3に対する回答について

原告は、上記求釈明申立書において、外環の2計画地のうち東京都から事業化の方針が示された練馬区内の3キロ区間に関して釈明を求めた。

これに対して、参加人は、いずれも本件認可の対象区間外に係る事項であるから釈明の必要を認めないという。

この点、本件において事業認可の取消し請求の対象となっているのは、外環の2の計画地のうち北側1キロ区間であるが、原告は、事業認可の取消し原因として、1キロ区間についての事業認可自体の違法とともに、全計画区間におよぶ「外環の2」の都市計画（決定）の違法を主張している。

この「外環の2」計画の違法事由として最も重要なものは、都市計画法13条に定める都市計画の一体性・総合性の要件が欠けているという点にあるのであり、その内容は、地上部への影響を最小限にするとして大深度地下方式を採用した「外環本線」の目的と、「外環の2」の建設が決定的に矛盾するものであり、都市計画における一体性・総合性が確保されていないというものである。

そして、上記の矛盾が最も具体的な形で表れているのが、練馬区内3キロ区間についての事業化方針である。すなわち、練馬区内3キロ区間は、「外環本線」が大深度に至る区間であり、地上部において「外環本線」が存在しなくなる区間である。この区間において地上部に影響を及ぼさないことこそが、大深度地下方式採用の目的なのであり、にもかかわらず「外環の2」を事業化して道路を建設しようとすることは、都市

計画における一体性・総合性が確保されないばかりか、むしろ目的において相反し矛盾する都市施設の建設が行われることになってしまう。

このように練馬区内3キロ区間のあり方は、「外環の2」計画全体の適法性を検討する上で決定的に重要であり、かかる観点から、参加人に対して、原告が求釈明申立書3において回答を求めた諸項目について回答されるよう、重ねて求める。

以上